14　法附則第十二条の三第五項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号ロの基準とする。

15　法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

16　法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（法附則第十二条の四第一項の認定又は評価）

第五条の二の二　法附則第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

附則第六条中第二十九項を削り、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、天然ガスの環境調和型鉄軌道車両整備事業」を加え、同条第三十七項第二号中「高齢者、身体障害者等」を「法附則第十五条第十五項に規定する高齢者、障害者等」に改め、同条第三十八項第一号イ及び第二号イ中「一次周波数制御方式」の下に「（サイリスターにより制御される方式を除く。）」を加え、同条第四十項第三号中「地方入局管理局」を「地方入国管理局」に改め、同条第四十七項中「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の下に「又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」を加え、同条第五十項を削り、同条第五十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十三項第二号」を「附則第十一条第三十二項第二号」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十三項」に、「同条第三十二項第一号」を「同条第三十二項第一号イ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十三項第一号イ」を「附則第十五条第三十二項第一号イ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十三項第二号ハ」を「附則第十五条第三十二項第二号ハ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、「（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）」を削り、同項に次の一号を加える。

三　当該熱電併給型動力発生装置一基の発電出力が十キロワット以上のものであること。

附則第六条第六十項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十八項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十七項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十九項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「附則第十一条第四十三項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第四十項第二号」を「附則第十一条第三十九項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第四十項第三号」を「附則第十一条第三十九項第三号」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に、「機械及び装置の区分」を「固定資産の区分」に改め、同項第一号中「購入した機械及び装置」を「購入した固定資産」に改め、同号イ及びロ中「機械及び装置」を「固定資産」に改め、同項第二号中「取得した機械及び装置」を「取得した固定資産」に改め、同号イ及びロ中「機械及び装置」を「固定資産」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第四十六項第一号」に改め、「ものは、」の下に「同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち」を加え、「には」を「次号」を「以下この項から第七十六項まで」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条に次の三項を加える。

75　政令附則第十一条第四十一項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当する測定工具又は検査工具とする。

一　当該工具の属する型式区分に係る販売開始日が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二　当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三　総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する工具でないこと。

76　政令附則第十一条第四十一項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるもの並びに同項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、これらの号に規定する器具及び備品並びに建物附属設備（以下この項において「器具備品等」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる器具備品等が販売されていない場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一　次の表の上欄に掲げる器具備品等であつて、当該器具備品等の区分ごとに同表の下欄に掲げる当該器具備品等の属する型式区分に係る販売が開始された時期に係る要件に該当すること。

器具及び備品	当該器具及び備品の属する型式区分に係る販売開始日が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
建物附属設備	当該建物附属設備の属する型式区分に係る販売開始日が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。